

追加での書類提出が必要な方について

追加書類が 不要な方

次の**1**～**3**を満たす方は追加書類は不要です。
 申請書のみを提出してください。

- 1** 児童・生徒と同居する方(父母、祖父母等)
- 2** 大阪市の住民票の住所に住んでいる方
- 3** 児童・生徒が異なる学年に編入していない方

追加書類が 必要な方

追加での書類提出が必要な場合の**1**～**4**に該当の方
 →本状の両面をよくご確認ください、申請書と一緒に必要書類を郵送してください。

追加での書類提出が必要な場合

	項目	提出書類	提出方法
1	児童・生徒と申請者が別居	監護・生計関係申立書(※1) さらに、申請者の居住地が大阪市にない とき、申請者の本人確認書類の写し(※2)	写しは本状の裏面に 貼り付け、申請書と 一緒に郵送ください。
2	住民票の住所と現住所が異なる	該当者の本人確認書類の写し(※2)	申立書は貼付せず、 記入したものを申請 書に同封して郵送く ださい。
3	異なる学年に編入している	児童・生徒の「学生証」の写し もしくは「在学証明書」	
4	里親が委託若しくは一時保護委託され た小学5・6年生について申請する場合 障がい児入所施設の長が、措置されて いる小学5年生～中学3年生若しくは 一時保護委託されている中学生につい て申請する場合 その他の児童福祉施設等の長(※3)が、 措置若しくは一時保護委託されている 小学5・6年生について申請する場合	里親・施設入所等申立書	申立書は事務局へ ご連絡ください。

※1:追加で申立書の提出が必要な方は **こちらからダウンロードが可能です。**
 ダウンロードが困難な場合は運営事務局までお問い合わせください。

申立書DL



※2: **a.マイナンバーカード(表面)、b.健康保険資格確認書(現住所の記載が裏面の場合は両面)、
 c.運転免許証(現住所変更の記載がある場合は両面)のうち、いずれか1点。**さらに、現住所が
 本人確認書類に記載の住所と異なる場合「大阪市習い事・塾代助成の受給資格に係る申立書(その他)」の
 提出も必要です。

※3:大阪市が管轄している児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホームの各施設の
 長を指します。

申請者
氏名 _____

児童・生徒
氏名 _____

両面確認してください

送付台紙

表①②③の方は、写し等を本状に貼り付け、申請書と一緒に郵送してください。

※左上に氏名を記入してください。 ※貼り付けの際は写しが重ならないようにしてください。

表①②の方

「マイナンバーカードの写し」は表面のみ送付してください(個人番号は不要です)。

表③の方

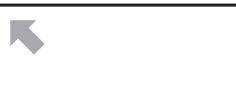
「学生証」の写し、「在学証明書(A4サイズ未満)」は、本状に貼り付けてください。

申立書を提出する方

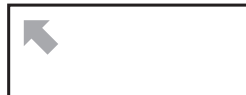
表①②のうち提出が
必要な方、表④の方

申立書は貼り付ける必要はありません。そのまま申請書に同封してください。

- 申請書と必要書類、関係公簿に基づいて、大阪市で審査します。
ただし、関係公簿等で確認できない場合には、追加で書類が必要になる場合があります。



必要書類
写し
貼り付け欄



必要書類
写し
貼り付け欄

切り取らないでください

切り取らないでください



必要書類
写し
貼り付け欄



必要書類
写し
貼り付け欄

